

函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 函館市における高齢者保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第123号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）、介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）および認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する市町村認知症施策推進計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市高齢者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市の高齢者保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち1人は、公募による者とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長および副会長）

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。